高知県周産期医療施設支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県周産期医療施設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、分娩取扱施設が少ない地域に所在する分娩取扱施設を支援することによる地域の分娩取扱技能の維持確保及び、産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に妊婦健診等を担う施設として診療を継続する施設を支援することによる地域の他の産科施設の負担軽減を図るため、地域の実情に応じた周産期医療提供体制を確保することを目的として次条第１号に該当する事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費等及び補助限度額）

第３条　補助事業の対象経費は、別表第１に定めるとおりとし、補助額は、予算の範囲内とし、次に定めるところによるものとする。ただし、算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　別表第１の第１欄に定める事業ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）　前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第１の第４欄に定める補助率を乗じた額を補助する。

（補助金の交付の申請手続）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第５条　知事は、規則第３条及び前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の 20 パーセント以内の減額で、かつ、規模、構造又は規格が違っても同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。

（２）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第２号様式による中止又は廃止承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

（３）　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

（４） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が 50 万円（民間団体にあっては、30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（５） 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（６） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならないこと。

（７） 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならないこと。

（８） 補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（９） 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第７条 知事は、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第８条 規則第 11 条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第３号様式によるものとする。

２ 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日（第６条第第２号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は当該年度の３月 31 日のいずれか早い日までに、前項の補助事業等実績報告書を作成し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の４月 10 日までに提出しなければならない。

３ 補助事業者は、第６条第９号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４ 補助事業者は、第６条第９号ただし書の規定により交付の申請をしたときは、第２項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第４号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に

返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第９条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

（１）　補助事業が完成しないとき。

（２）　支出額が予算に比べて著しく減少したとき。

（３）　補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

（４）　補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

（グリーン購入）

第 10 条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第 11 条　補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第 12 条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（立入調査）

第 13 条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は、本県職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附　則

１　この要綱は、令和８年 10 月 27 日から施行する。

２　この要綱は、令和９年５月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条、第８条第４項、第９条、第 12 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第３条関係）

１　事業	２ 基準額 （１施設あたり）	３ 対象経費	４　補助率
（１）分娩取扱施設支援事業 分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、分娩取扱施設が少ない地域の産科医療機関に対して、地域の分娩取扱昨日の維持を図るための支援を行う。	分娩取扱期間に応じて、下記のとおりとする ①年間９月以上 11,246 千円 ②年間６月以上９月未満 7,500 千円 ③年間６月未満 3,700 千円	分娩取扱施設の運営に必要な次に掲げる令和７年度における経費 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料	２分の１
（２）地域連携周産期支援事業（施設整備） 分娩は取り扱わないが、妊婦健診を含む外来診療等を継続し、近隣の分娩取扱施設の負担軽減図る参加医療機関に対して、診療継続のために必要な施設整備の支援を行う。 ただし、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に、本体工事の契約を締結し、新築、増改築及び改修に着手しているものに限る。	7,239 千円	令和７年度における産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	２分の１
（３）地域連携周産期支援事業（設備整備） 分娩は取り扱わないが、妊婦健診を含む外来診療等を継続し、近隣の分娩取扱施設の負担軽減図る参加医療機関に対して、診療継続のために必要な設備整備の支援を行う。 ただし、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に、購入の契約を締結し、納品が完了されているものに限る。	4,630 千円	令和７年度における産前･産後の診療を行う産科医療施設として必要な、下記の医療機器購入費 超音波診断装置 診察台（内診台） 分娩監視装置	２分の１

５　補助事業者

補助事業者は、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと知事が認めた事業者とする。

（１）分娩取扱施設支援事業

①　令和７年度において分娩取扱実績があること。

②　令和７年度末において分娩を取り扱う病院の数が１以下であり、分娩を取り扱う診療所の数が２以下である二次医療圏に所在すること。

③　令和７年度において妊産婦の健康診査を実施していること。

④　県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること。

⑤　今後の分娩取扱について県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。

（２）及び（３）地域連携周産期支援事業

①　令和７年度において妊産婦の健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること。

②　令和７年度において分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること。

③　県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること。

別表第２（第５条、第６条、第７条、第９条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。